

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

告示

- 患者又は疑似患者の発見について届出があった件 四〇八
- 県営土地改良事業計画を変更した件 四〇八
- 道路の区域を変更する件三件 四〇八
- 道路の供用を開始する件 四〇九

公告

- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 四〇九
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件六件 四一〇

正誤

- 平成二十五年一月二十五日付け号外第二二号 四二

## 告 示

### 福島県告示第五百三十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患者又は疑似患者となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十五年八月十三日

福島県知事 佐藤雄平

病名	畜種	患者及び疑似患者の区分	発見群数	発見の場所	発見年月日	摘要
腐蛆病	蜜蜂	患者	一群	須賀川市	平成二十五年八月一日	自衛殺
腐蛆病	蜜蜂	患者	一群	会津若松市	平成二十五年八月一日	自衛殺

八月二日

（畜産課）

### 福島県告示第五百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、駒形第二地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月十三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十五年八月十四日から（二十日間）  
同 年九月二日まで
- 三 縦覧の場所  
喜多方市役所

（農村計画課）

### 福島県告示第五百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十五年八月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月十三日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
		変更前	変更後		
県道飯野三春石川線	田村郡三春町字南町二 四番地先から 同 郡同 町字新町一 八〇番一地先まで	七・〇	九・五	三四七・七	三四七・七
		一〇・二	一七・八		

（道路計画課）

福島県告示第五百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十五年八月十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十五年八月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道飯野三春石川線	田村郡三春町大字根本字仲田一五〇番三地先から郡山市中田町黒木字宮ノ前二五三番四地先まで	変更前	A 四・五〇 五二・五〇	九二八・二二
		変更後	B 一六・〇〇 一一〇・〇〇	九二八・二二 七八八・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第五百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十五年八月十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十五年八月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道会津若松三島線	会津若松市神指町大字南四合字才ノ神六五番一地从先から同 市北会津町蟹川字礫宮前二七番一地从先まで	変更前	A 六・〇〇 三三・〇〇	二、三七八・二二
		変更後		

福島県告示第五百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十五年八月十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十五年八月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道相馬浪江線	南相馬市原町区馬場字切付三八番三地从先から同 市原町区馬場字下中内二二番四地从先まで	平成二十五年八月十三日

(道路計画課)

公 告

公告第二百五十五号  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
平成二十五年八月十三日

土地改良区の名称  
檜葉町土地改良区

福島県知事 佐藤 雄 平

退任した役員

役別 氏名 住所  
理事 齊藤 勇 双葉郡檜葉町大字山田岡字竹ノ花三番地

(農村計画課)

公告第二百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第二百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画準防火地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第二百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画土地区画整理事業の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第二百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第二百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第二百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画市場の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月十三日

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

福島県知事 佐藤 雄平

(都市計画課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十五年一月二十五日付け号外第二号中

四上	後ろか	第二十八条の二	第二十八条の二
ら一八			